

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第106号

四日市市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員通勤手当支給規則（昭和33年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（使用する自転車等が原動機付のものである職員に係る通勤手当）</p> <p>第8条の4 条例第41条第2項第2号エの規則で定める額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>(4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>(5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p> <p>(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u></p>	<p>（使用する自転車等が原動機付のものである職員に係る通勤手当）</p> <p>第8条の4 条例第41条第2項第2号エの規則で定める額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>(4) 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>(5) 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>(6) 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p> <p>(7) 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u></p>

(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

(13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

2 (略)

(8) 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

(9) 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

(10) 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

(11) 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

(12) 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

(13) 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(総務部人事課)